

令和3年6月16日
こども未来部保育計画課

江東区東砂第三保育園の指定管理者の選定手続きについて

江東区東砂第三保育園について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区保育所条例」に基づき、令和6年4月1日から新たに指定管理者制度による管理運営を行うため、次のように指定管理者の選定手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区東砂第三保育園	江東区東砂一丁目5番3-101号

2 指定期間

指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 選定方法

公募による選定

4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和3年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和3年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和4年4月	準備委託契約の締結（2年間）
令和6年4月	協定書の締結
令和6年4月	指定管理者による運営開始